

## 海外派遣助成プログラム よくある質問

### 事前面談

Q1. 申請前に面会して相談することは可能ですか。

A 公平性の観点から事前面談は受け付けておりません。申請資格等の詳細については、申請要領をご参照ください。

### 申請資格

Q2. 海外で自主事業を行う予定で、現地の機関とはチケット販売などについて契約を結びます。この場合でも海外から招聘を受けていることになりますか。

A 本プログラムは海外の団体から招へいを受けている方／団体のみご申請いただけます。自主事業はご申請いただけませんのでご注意ください。

### 申請書記入

Q3. 申請時点で日程が決まらない場合は仮日程を記載してもいいですか。また申請後に日程などが変更となった場合は随時報告しなければならないですか。

A 未定の場合は「調整中」と記入してください。日程変更のご連絡は不要です。

Q4. 帰国日、ルートが分散してもよいですか？

A 帰国日、ルートが分散する（各団員が同一の帰国日、ルートを取らない）こと自体は問題ありません。

Q5. 現地到着後の荷物運搬用として車両を借ります。車両借り上げ費は対象となりますか。

A 市内への移動が危険な都市以外は、到着空港から市内(もしくは同一域内と見做される範囲)の人員移動費は対象外です。但し、荷物運搬用車両は対象となります。

### 助成対象項目

Q6. 採択された場合、どの経費が助成されますか。助成額の上限はありますか。

A 国際人員移動費および荷物輸送費の一部を助成します。上限額は年度ごとに異なりますが、昨年度の最高助成決定額は400万円です。

Q7. 助成の採否結果が出る前に購入した航空券代は助成対象になりますか。

A 事業実施期間通りの航空券であれば、助成決定前に購入したものでも対象となります。

### 添付資料

Q8. 音源・映像資料について過去の音源を資料として提出してもいいですか。

A 申請要領のうち「審査方針」に公示しているとおり、提出された申請書に基づき、外部専門家の意見を聴取のうえ、採否を決定します。音源、映像資料は、申請団体の活動内容や申請事業内容を外部専門家が評価する際に参考にする資料となります。従って団体活動や事業の参考となるものであれば、過去の活動資料でも問題ありませんが、適切な審査が行えるよう、できるだけ最新のものを提出することをお勧めいたします。

Q9. 新作を上演する場合、添付資料は何を提出すればいいですか。

A 新作を創る場合の添付資料としては、今後の活動に最も似た手法等で作られたものを事例としてご提出ください。

Q10. これから NPO 法人として申請を予定している場合、団体資料として認可される前の定款を送ってもいいですか。

A 申請時点で存在していない法人はご申請いただけません。申請時点での任意団体の規約・会則等をご提出ください。

Q11. 添付資料中「実績・財政状況」というものがありますが、何を提出すればいいですか。

A 直近 1-2 年程度の決算書類をご提出ください。

Q12. 助成決定後に航空券の半券などの証拠書類を提出することになりますか。

A 事業終了後 2 カ月以内に事業報告書及び助成費目に関する証憑書類（搭乗券の半券または E チケットおよび領収書等の支払いを証明する書類）をご提出いただきます。

### 見積書

Q13. 荷物輸送費等、申請する費用の根拠書類は、旅行のマネジメントを委託している旅行会社の見積書でもいいですか。

A 旅行会社からの見積書で問題はありません。見積書には内訳（積算根拠）を明示するように、旅行会社に依頼してください。

Q14. 荷物輸送に関しては、日本郵便を利用する予定ですが、郵便局は見積書を作成してくれません。どうしたらいいですか。

A 荷物リスト（個数、採寸、重量等）を一覧に纏め、郵便局が有する料金表をもとにご自身で積算見積書を作成し、積算根拠となる郵便局の公表資料を添えてご提出ください。

Q15. 楽器を運ぶために追加の航空券を購入します。この場合、楽器用の航空賃を荷物輸送費として申請してもいいですか。

A 見積書に「楽器席」と付記されていれば荷物輸送費として認められます。

Q16. 助成決定後、諸事情により申請時に提出した見積書通りの行程とならない場合はどうしたらいいですか。

A 助成決定後、行程が変更となる場合、改めて見積書をご提出いただきます。基金は再提出された書類を基に助成金を再査定します。場合によっては助成額が減額となることもあります。

### その他

Q17. 採否結果はいつ頃にわかりますか。

A 第 1 回募集は 4 月上旬頃、第 2 回募集は 9 月上旬頃を予定しております。

Q18. 他の機関の助成金へ申請することは可能ですか。

A 当基金が助成する費目（国際人員移動費／荷物輸送費）と重複しなければ他機関の

助成を利用することは可能です。但し、日本の政府機関、特殊法人、独立行政法人、公益財団法人日韓文化交流基金の助成金を本助成金と同時に受給することはできませんのでご注意ください。